

第3回医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会
次 第

日 時 令和元年8月22日（木）18時30分～
場 所 神奈川県総合医療会館 1階A B会議室

1 開会

2 議題

- (1) 検討会中間報告について 『資料1-1、1-2』
- (2) 国への要望について 『資料1-2』
- (3) 検討会最終報告（骨子・構成）について 『資料2』

3 その他

- (1) 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の登録状況について 『別紙』

4 閉会

『配布資料』

- 資料1-1 検討会中間報告（案）（骨子・構成）
- 資料1-2 検討会中間報告（案）
- 資料2 検討会最終報告（骨子・構成）（案）
- 参考資料1 今後の想定スケジュール
- 参考資料2 小林米幸委員意見書（委員提出資料）
- 別紙 外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の登録状況について

第3回医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会 座席表

令和元年8月22日
神奈川県総合医療会館 1階AB会議室

新江会長

		○	
記者席 (机あり)	修理委員	○	石井委員
	鈴木委員	○	大川委員
	辻 委員	○	岡野委員
	前田委員	○	窪倉委員
傍聴席 (椅子のみ)	水野委員	○	小林(利)委員
	三角委員	○	小松委員
			坂元委員

○	○	○	○	○	○	○	○
松県 本医 療課 主事	由利 グル ー プリ ー ダ ー	県医 療課 副課 長	県医 療課 副課 長	足立 原 横川 長	県医 療課 理	横川 長	保健 医療 政策 室
市川 市	市川 市	市川 市	市川 市	市川 市	市川 市	市川 市	市川 市
○	○	○	○	○	○	○	○
佐藤 県医 療課 主査	吉野 グル ー プリ ー ダ ー	県病 院協 会	県医 師会	川崎 市医 師会	川崎 市医 師会	横浜 市医 師会	横浜 市医 師会
市	市	会	会	会	会	市	市
						○	○
						地 域 保 健 所	相 模 原 市 保 健 所

第3回医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会
出席表

(敬称略・五十音順)

委員名	所属団体名	役職	出欠
あらえ りょういち 新江 良一	神奈川県病院協会	会長	○
いしい たかし 石井 貴士	神奈川県医師会	理事	○
おおかわ としゆき 大川 寿之	茅ヶ崎市	保健所地域保健課長	○
おかの としあき 岡野 敏明	川崎市医師会	会長	○
くぼくら たかみち 窪倉 孝道	神奈川県病院協会	副会長	○
こばやし としあき 小林 利彰	横須賀市	保健所長	○
こばやし よねゆき 小林 米幸	相模医師会連合会	会長	×
こまつ かんいちろう 小松 幹一郎	神奈川県医師会	理事	○
さかもと のばる 坂元 昇	川崎市	医務監	○
しゅうり じゅん 修理 淳	横浜市	医療局長	○
すずき じんいち 鈴木 仁一	相模原市	保健所長	○
つじ としゆき 辻 俊之	藤沢市	福祉健康部参事 兼地域保健課長	○
まえだ みつや 前田 光哉	神奈川県	健康医療局技監	○
みずの きょういち 水野 恭一	横浜市医師会	会長	○
みすみ たかひこ 三角 隆彦	神奈川県病院協会	常任理事	○

検討会中間報告（骨子・構成）（案）

1 現状

- (1) 医療機関における医療ツーリズム受入への期待と懸念
- (2) 我が国における医療ツーリズム受入状況
- (3) 神奈川県内における医療ツーリズム受入状況

2 神奈川県内の医療機関の医療ツーリズム受入に当たっての課題

- (1) 医療資源の不足
- (2) 地域の医療人材への影響
- (3) 外国人患者の容態急変時における地域の救急医療体制への影響

3 神奈川県における地域医療との調和に配慮した医療ツーリズム受入のあり方

（ルール）の検討

- (1) 「保険医療機関」の「余力」の活用
- (2) 外国人患者の容態急変時の対応
- (3) 各地域の地域医療構想調整会議等での協議
- (4) 医療ツーリズム専用病院について
- (5) 医療ツーリズムの需要を踏まえた病床について

4 国への要望事項

5 検討会の最終報告に向けて（今後の検討事項）

- (1) 医療ツーリズムと地域医療との調和に向けた「神奈川ルール」の検討（継続）
- (2) 県内各地域の医療特性を踏まえた「望ましい医療ツーリズム受入のあり方」の検討

**神奈川県保健医療計画推進会議
医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会
中間報告（案）**

（医療ツーリズムの定義）

- 本中間報告における「医療ツーリズム」とは、疾患の治療を目的に来日するもののほか、検診（健診）を目的とするものも含む。

1 現状

（1）医療機関における医療ツーリズム受入への期待と懸念

- 医療ツーリズムは、受入医療機関において、収益の向上によって地域医療に必要な機器や人材等の医療資源を維持できるといった経営上の効果が期待できる。
- しかし、一方で、地域医療に必要な医療資源が一定程度医療ツーリズムに割かれるなど、地域医療へのマイナスの影響も懸念されることから、地域医療との調和に配慮した受入を行うことが重要である。

（2）我が国における医療ツーリズム受入の状況

- 厚生労働省が実施した「医療機関における外国人患者の受入に係る実態調査」（平成 31 年 3 月）によれば、調査対象期間（平成 30 年 10 月）に、医療ツーリズムの受入実績があったのは、回答のあった病院（n=3,980）のうち、3.7% に当たる 150 病院であった。
- また、医療滞在ビザ（査証）発給数の推移では、平成 23 年度に 70 件であったが、平成 28 年度に 1,307 件と初めて千件を超え、直近の平成 30 年度では 1,650 件となっており、この間、一貫して前年度を上回る伸びとなっているなど、我が国における医療ツーリズムの需要は増加傾向にある。

（3）神奈川県内における医療ツーリズムの受入状況

- 厚生労働省が実施した同調査によると、調査対象期間（平成 30 年 10 月）に、県内で医療ツーリズムの受入実績があったのは、回答のあった医療機関（n=139）のうち、2.8% に当たる 4 医療機関であった。

2 神奈川県内の医療機関の医療ツーリズム受入に当たっての課題

（1）医療資源の不足

- 神奈川県は人口数では全国 2 位であるが、人口 10 万人当たりの病院数、病床数は全国で最も少なく、人口 10 万人当たりの医師数や看護師数も全国平均を大きく下回るなど、医療資源が不足していることから、こうした状況への配慮が必要。

(2) 地域の医療人材への影響

- 医療ツーリズムを受け入れることにより、地域医療を担う人材（医師・看護師等）が医療目的で訪日した外国人への診療等に従事することから、地域医療へ影響を及ぼさないルールや受入体制づくりが必要。

(3) 外国人患者の容態急変時における地域の救急医療体制への影響

- 受け入れた外国人患者の容態急変時において、地域の他の救急医療機関等に搬送する場合など、地域の救急医療の受入体制への一定の影響の発生が懸念されるため、これらを想定した体制づくりが必要。

3 神奈川県における地域医療との調和に配慮した医療ツーリズム受入のあり方（ルール）の検討

(1) 「保険医療機関」の「余力」の活用

- 本県では、医療人材や病床等の医療資源がなお不足している状況にあること、提供する医療の質を担保する必要があることから、医療ツーリズムの受入は、「保険医療機関の余力の範囲内」とすることを原則とすべきである。

(2) 外国人患者の容態急変時の対応

- 受け入れた外国人患者の容態急変時において受入医療機関のみで対応ができないケースは想定される場合は、近隣の救急医療機関とあらかじめ協定を締結するなど、緊急時の対応について体制を構築する。

※当該外国人患者に係る未収金が発生した場合等の対応も事前に協議。

(3) 各地域の地域医療構想調整会議等での協議

- 各地域で、一定数以上の医療ツーリズムを受け入れるに当たっては、地域医療との調和の中の受入であることの確認等を行うため、当該地域の地域医療構想調整会議等を活用し、協議を行うことが必要である。

(4) 医療ツーリズム専用病院について

- 川崎市内において外国人専用・自由診療専用の医療ツーリズム専用病院の開設構想があることが明らかになったところであるが、現行医療法上、「例えば病床過剰地域であっても、自由診療に特化すれば開設できてしまう」という状況であり、大きな課題である。
- 医療ツーリズム専用病院の乱立に伴う地域の医療資源（人材等）への影響、医療ツーリズム専用病院の病床数が既存病床数に加算されることに伴う病床整備への影響、ひいては国内での自由診療の選択促進による国民皆保険制度への影響等が懸念される。
- 以上から、自由診療専門の医療ツーリズム専用病院については現時点では認めるべきでなく、またこれは全国共通の課題であることから、国として医療法

上のルールをしっかりと整備すべきである。

(5) 医療ツーリズムの需要を踏まえた病床について

- 地域医療における病床は、当該地域（二次医療圏）の医療需要の動向を踏まえて基準病床数を決定し、これを基準に病床配分に係る事前協議等が行われる。
- こうした中で、地域医療を提供する病院が、医療ツーリズムの受入需要を踏まえて病床の増床を希望するというケースも考えられる。
- しかしながら、地域の病床数はあくまで地域医療の需要動向を基本に設定し、前述のとおり医療ツーリズムの受入はその余力（病床利用率の余剰等）を活用して行うべきである。医療ツーリズムの需要を踏まえた病床整備は、現時点では時期尚早であり、行うべきでない。
- この部分についても、国が主体的に関与し全国的なルールを整備する必要がある。

4 国への要望事項

- 現行医療法上、医療ツーリズム専用病院の開設に歯止めがかけられない状況であること、地域医療に多大な影響を及ぼすことが懸念されること、医療ツーリズム専用病院の開設許可申請は全国で起こり得るものであるところ、医療ツーリズムの受入に係る国のルール（医療ツーリズムと地域医療との調和のための受入ガイドライン等）がないことから、次の項目について、県行政から国に要望することが必要である。

- | |
|--|
| 1 病院の開設が無秩序に申請されないよう、病床規制に係る医療法の一部改正など必要なルールを定めること。 |
| 2 医療ツーリズムについて、国が責任をもって、総合的な観点から国民的コンセンサスを形成し、法令等も含めたガイドライン等のルールを定めること。 |

5 検討会の最終報告に向けて（今後の検討事項）

- (1) 医療ツーリズムと地域医療との調和に向けた「神奈川ルール」の検討（継続）
 - 本中間報告で示した神奈川県における地域医療との調和に配慮した医療ツーリズム受入のルールについて、具体的な要件のイメージ等を含め、さらに検討を深めていく。
- (2) 県内各地域の医療特性を踏まえた「望ましい医療ツーリズム受入のあり方」の検討
 - 地域医療提供体制の確保に資する医療ツーリズム受入等、「望ましい医療ツーリズムのあり方」の検討を深めていく。

検討会最終報告（骨子・構成）（案）

※下線部分は、最終報告から新たに加わる事項

1 検討会について

- (1) 設置の経緯及び目的
- (2) 委員
- (3) 検討会開催状況

2 現状

- (1) 医療機関における医療ツーリズム受入への期待と懸念
- (2) 我が国における医療ツーリズム受入の現状
- (3) 神奈川県内における医療ツーリズム受入の現状

3 神奈川県内の医療機関の医療ツーリズム受入に当たっての課題

- (1) 医療資源の不足
- (2) 地域の医療人材への影響
- (3) 外国人患者の急変時における地域の救急医療体制への影響

4 神奈川県における地域医療との調和に配慮した医療ツーリズム受入のあり方（ルール）

- (1) 「保険医療機関」の「余力」の活用
- (2) 外国人患者の急変時の対応
- (3) 各地域の地域医療構想調整会議等での協議
- (4) 医療ツーリズム専用病院について
- (5) 医療ツーリズムの需要を踏まえた病床について

5 県内各地域の医療特性を踏まえた望ましい医療ツーリズム受入のあり方

- (1) 地域医療の提供体制の確保に資する医療ツーリズム受入（人口減少地域等）
- (2) 重粒子線治療や再生・細胞医療等、最先端医療を提供する受入
- (3) 外来機能を有効に活用した（入院を要さない）受入、宿泊施設との連携
- (4) その他（診療費用の設定、受入代理機関との連携、未収金対策等）

6 その他

今後の想定スケジュール

参考資料1

- 第3回会議の開催後、中間報告取りまとめ、国への要望を行う。
- 令和元年11月～令和2年1月頃に第4回検討会を開催し、最終報告について検討を深め、開催後、最終報告を取りまとめる。

会議/体	検討項目等	平成30年度・令和元年度														
		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
神奈川県保健医療計画推進会議		☆第3回(3/7)					☆第1回(6/26)			☆第2回(9/20)				R元年度第3回		
医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会	県全体の医療ツーリズムに係るルールの策定、国への意見書内容容査等	☆第1回(1/31)				☆第2回(5/17)	☆第3回(8/22)	中間報告、最終報告について報告			最終報告					
医療ツーリズムと地域医療との調和に関するワーキンググループ	川崎地域における個別案件の検討	☆第1回(1/31)				☆第2回(5/17)		中間報告	国への要望	☆(10/15)告について報告	第4回					
川崎地域地域医療構想調整会議	川崎地域における個別案件の検討、報告	☆(2/14)				☆第1回(9/3)				R元年度第2回	R元年度第3回					
神奈川県医療審議会	病院開設中止の勧告の答申	☆(3/14)								☆(10/15)告について報告	中間報告、最終報告	R元年度第2回				
川崎市地域医療審議会	川崎地域における個別案件の検討、報告						☆第1回(6/24)					第2回以降の開催については未定				

参考資料 2

第3回医療ツーリズムと地域医療との調和に関する検討会

令和元年8月22日（木）

〈意見書〉

中間報告(案)の冒頭で「本中間報告における『医療ツーリズム』とは疾患の治療を目的に来日するものほか、検診(健診)を目的に来日するものも含む」とあります。これについて下記のように意見を申し述べたいと思います。

海外から我が国にやってきて治療や検診(健診)を受ける人については3つのパターンが考えられます。一つ目は海外から数次の医療滞在ビザを取得して来日する場合、この場合は来日前にエージェントを通じて、受け入れ医療機関が決まっており、そのほとんどは一般社団法人メディカル エクセレンス ジャパンにより外国人患者受け入れの認証を得た医療機関です。こういうケースは本来、医療ツーリズムとは呼びません。二つ目は観光でやってきたついでにわが国で医療を受けていくというものです。この場合は外国人患者は自分で、あるいは旅行会社に頼んで医療機関を探すことになり、医療費についても財政状況までチェックされていませんので、未納を起こす可能性が少なからずあります。三番目は観光でやってきたついでに検診(健診)を受けるというものです。正確にはこの二つ目と三つめが医療ツーリズムと定義されるものです。

医療ツーリズムを独自に定義することはその後の話し合いに混乱をきたしかねません。会のタイトルについては「海外から来日して我が国の医療を受けることに対する検討会」がより正確に内容を表していると考えます。「その中には医療滞在ビザを取得して来日するケースと観光で来日して医療ツーリズムで医療(検診や健診を含む)を受けるケースを含む」ということではないかと思います。

令和元年8月21日

相模医師会連合会会長 小林 米幸

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の選出について

1 経緯

ラグビーワールドカップや東京オリンピック・パラリンピックの開催等に伴う訪日外国人の増加に伴い、訪日外国人等が安心・安全に医療を受けられる環境を整備するため、厚労省と観光庁の連名で「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を選出するよう都道府県に依頼があった。(平成31年3月26日付け)

2 選出する医療機関

- ①「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」
 - 選出件数：都道府県で1箇所以上
 - 選出される医療機関：二次以上の救急医療機関
 - 言語対応：多言語での対応が可能のこと
- ②「外国人患者を受入れ可能な医療機関」（診療所・歯科診療所も含む）
 - 選出件数：全ての二次医療機関において1箇所以上
 - 選出される医療機関：医療機関（診療所・歯科診療所も含む）
 - 言語対応：多言語での対応が可能のこと

①、②とも選出の対象となる医療機関

- ・在留外国人を診療する医療機関
- ・観光目的の訪日外国人を診療する医療機関

※ 医療目的の訪日外国人を診療する医療機関は除く

選出された医療機関は厚生労働省と観光庁（日本政府観光局（JNTO）等のウェブサイトにおいて公開予定

3 県の対応

(1) 選出方針

国が示した選出要件は、既に観光庁がリスト化している「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」の選出要件をベースとしていることから

- ①「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」
 - ⇒ 観光庁の「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」に登録されている83施設のうち、二次以上の救急医療機関に該当する45施設
- ②「外国人患者を受入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所含む）」
 - ⇒ 残りの38施設

以上を選出の基本ベースとしつつ、83施設以外の医療機関の意向を確認するため、県医師会、県病院協会、県歯科医師会に募集周知を依頼

(2) 取組状況

- 4月中：3団体に対し選出方針の了解を得る
- 4月26日：3団体へ募集周知（6/7期限）
 - 〃：県HPにて県内医療機関に募集周知
- 5月7日：観光庁リスト登録機関（83施設）に対する意向確認（6/7期限）

外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の登録状況

<外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関>

区分1： 「外国人患者で入院を要する救急患者に対応可能な医療機関」で、国が定める選出基準は、都道府県で1か所以上の選出。

区分2： 「外国人患者を受け入れ可能な医療機関（診療所・歯科診療所を含む）」で、国が定める選出基準は、医科・歯科合わせ2次医療圏単位で1か所以上の選出。

※9月17日まで募集期間延長

令和元年6月14日現在

NO	医療圏	医療機関名	住 所	医療機関種別	拠点区分	救急医療体制	歯科対応可	対応診療科／対応可能言語
1	横浜 (旧：北部)	菊名記念病院	横浜市港北区菊名4-4-27	病院	区分1	2次		救急科：EN／内科：EN／外科：EN／皮膚科：EN／脳神経外科：EN／泌尿器科：EN／整形外科：EN
2	横浜 (旧：北部)	社会福祉法人恩賜財団済生会横浜市東部病院	横浜市鶴見区下末吉3-6-1	病院	区分1	3次		救急科：EN／内科：EN／外科：EN／小児科：EN／皮膚科：EN／脳神経外科：EN／泌尿器科：EN／整形外科：EN／眼科：EN／耳鼻咽喉科：EN／産科：EN／婦人科：EN
3	横浜 (旧：北部)	新川新横浜クリニック	横浜市港北区新横浜2-6-13新横浜ステーションビル2階	診療所	区分2	—		耳鼻咽喉科：EN、ZH
4	横浜 (旧：北部)	医療法人社団緑十字クリニック	横浜市青葉区あざみ野2-19-10	診療所	区分2	—		内科、外科：EN, GE
5	横浜 (旧：北部)	メディカルクリニックあざみ野	横浜市青葉区黒須田3 3 – 5	診療所	区分2	—		内科：EN、ZH
6	横浜 (旧：北部)	すみれが丘クリニック	横浜市都筑区すみれが丘6-3	診療所	区分2	—		小児科：EN／内科：EN／皮膚科：EN
7	横浜 (旧：北部)	医療法人社団 博章会 グレイスクリニック	横浜市中区元町3-133-9	診療所	区分2	—		内科：EN、ZH
8	横浜 (旧：北部)	はな眼科	横浜市青葉区美しが丘2 – 2 0 – 18ドムス有本201	診療所	区分2	—		眼科：EN
9	横浜 (旧：北部)	医療法人社団慶博会 つなしま 医院	横浜市港北区綱島東1-6-10 T's B R I G H T I A 綱島3階	診療所	区分2	—		内科：EN 外科：EN
10	横浜 (旧：西部)	けいゆう病院	横浜市西区みなとみらい3-7-3	病院	区分1	2次	●	内科、外科、産婦人科、眼科、皮膚科、小児科、歯科、整形外科、泌尿器科、耳鼻科：EN
11	横浜 (旧：西部)	国際親善総合病院	横浜市泉区西が岡1-28-1	病院	区分1	2次		【派遣・電話医療通訳を利用して対応】 救急科、内科、外科、小児科、精神科、皮膚科、脳神経外科、泌尿器科、整形外科、眼科、耳鼻咽喉科、産婦人科、その他
12	横浜 (旧：西部)	横浜市立市民病院	横浜市保土ヶ谷区岡沢町56	病院	区分1	3次	●	救急科：EN／内科：EN／外科：EN／小児科：EN／精神科：EN／皮膚科：EN／脳神経外科：EN／泌尿器科：EN／整形外科：EN／眼科：EN／耳鼻咽喉科：EN／産科：EN／婦人科：EN／歯科：EN／その他：EN
13	横浜 (旧：西部)	戸塚共立第1病院	横浜市戸塚区戸塚町116	病院	区分1	2次		内科：EN,ZH／神経内科：EN,ZH／外科：EN,ZH／整形外科：EN,ZH／泌尿器科：EN,ZH／形成外科：EN,ZH／脳神経外科：EN,ZH／その他：EN,ZH
14	横浜 (旧：西部)	湘南泉病院	横浜市泉区新橋町1784番地	病院	区分1	2次		内科：EN、Tag
15	横浜 (旧：西部)	はせがわ内科クリニック	横浜市保土ヶ谷区新井町454-1	診療所	区分2	—		内科：EN
16	横浜 (旧：南部)	横浜市立大学附属病院	横浜市金沢区福浦3-9	病院	区分1	2次	●	救急科：EN／内科：EN／外科：EN／小児科：EN／精神科：EN／皮膚科：EN／脳神経外科：EN／泌尿器科：EN／整形外科：EN／眼科：EN／耳鼻咽喉科：EN／産科：EN／婦人科：EN／歯科：EN
17	横浜 (旧：南部)	社会福祉法人恩賜財団済生会支 部神奈川県済生会横浜市南部病 院	横浜市港南区港南台三丁目2番10号	病院	区分1	2次	●	救急科：EN／内科：EN／外科：EN／小児科：EN／皮膚科：EN／脳神経外科：EN／泌尿器科：EN／整形外科：EN／眼科：EN／耳鼻咽喉科：EN／産科：EN／婦人科：EN／歯科：EN／その他：EN
18	横浜 (旧：南部)	独立行政法人地域医療機能推進 機構 横浜中央病院	横浜市中区山下町268番地	病院	区分1	2次		内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、眼科：EN, ZN, KO

NO	医療圏	医療機関名	住 所	医療機関種別	拠点区分	救急医療体制	歯科対応可	対応診療科／対応可能言語
19	横浜 (旧:南部)	公立大学法人 横浜市立大学附属市民総合医療センター	横浜市南区浦舟町4-57	病院	区分1	3次	●	【全診療科共通】 ●面前通訳: ZH(通訳職員対応)、EN ●外部業者委託: 13言語(事前予約必要) ES,PT,ZH,TL,KO,EN,TH,VI,LO,RU,FR,NE, カンボジア語 ●クラウドサービス: 3言語(TV電話24H対応) EN,ZH,KO
20	横浜 (旧:南部)	ザ・プラフ・メディカル&デンタル・クリニック	横浜市中区山手町82	診療所	区分2	—	●	総合診療:EN,TL/歯科:EN
21	横浜 (旧:南部)	ポーラのクリニック	横浜市中区不老町3-14-5 中外ビル2F	診療所	区分2	—		内科: EN
22	横浜 (旧:南部)	医療法人社団慶博会 閑内医院	横浜市中区尾上町5-76 明治屋尾上町ビル3階	診療所	区分2	—		内科: EN 外科: EN
23	横浜 (旧:南部)	医療法人社団慶博会 村山クリニック	横浜市南区真金町1-7	診療所	区分2	—		内科: EN 外科: EN
24	横浜 (旧:南部)	松川歯科医院	横浜市南区南太田1-28-2	歯科診療所	区分2	—	●	EN,ZH,KO,ID
25	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生2-16-1	病院	区分1	3次		救急科: EN/内科: EN/外科: EN/小児科: EN/精神科: EN/皮膚科: EN/脳神経外科: EN/腎泌尿器科: EN/整形外科: EN/眼科: EN/耳鼻咽喉科: EN/産婦人科: EN/婦人科: EN/麻酔科: EN/救急科: EN/小児外科: EN
26	川崎北部	医療法人社団東方会東方医院	川崎市宮前区小台2-6-ラポール宮前平3F	診療所	区分2	—		内科: EN, ZH/精神科: EN,ZH/皮膚科: EN,ZH/整形外科: EN,ZH/婦人科: EN,ZH
27	川崎北部	医療法人社団彩新会 K S Pクリニック	川崎市高津区坂戸3-2-1 かながわサイエンスパーク西棟5F	診療所	区分2	—		内科: EN,ZH/外科: EN/小児科: EN/消化器科: EN,ZH
28	川崎南部	川崎市立川崎病院	川崎市川崎区新川通12-1	病院	区分1	3次		救急科: EN/内科: EN/小児科: EN/整形外科: EN/眼科: EN/耳鼻咽喉科: EN
29	川崎南部	さくら中央クリニック	川崎市川崎区大師本町9-11 CNCビル 1F	診療所	区分2	—		内科: EN / 小児科: EN / 皮膚科: EN / アレルギー科: EN
30	相模原	相模原協同病院	相模原市緑区橋本2-8-18	病院	区分1	2次		●ポケトーク対応 ●中国語対応可看護師2名
31	横須賀・三浦	横須賀市立うわまち病院	横須賀市上町2-36	病院	区分1	3次		【電話医療通訳を利用し対応】 内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻科、麻酔科、リハビリテーション科、救急科
32	横須賀・三浦	医療法人沖縄徳洲会 湘南鎌倉総合病院	鎌倉市岡本1370番1	病院	区分1	3次		全診療科、月曜～土曜の8:30- 17:00 は、EN,ZR,FRの対応可能
33	湘南東部	医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	藤沢市辻堂神台1-5-1	病院	区分1	2次		救急科: EN/総合内科: EN/呼吸器内科: EN/循環器内科: EN/脳神経内科: EN/消化器内科: EN/肝胆膵・消化器内科: EN/腎臓内科: EN/内分泌・糖尿病内科: EN/外科: EN/脳神経外科: EN/脳血管外科: EN/心臓血管外科: EN/整形外科: EN/脊椎外科: EN/形成外科: EN/小児外科: EN/小児科: EN/産婦人科: EN/眼科: EN/泌尿器科: EN/放射線科: EN/耳鼻咽喉科: EN/皮膚科: EN/麻酔科: EN
34	湘南東部	藤沢市民病院	藤沢市藤沢2-6-1	病院	区分1	3次	●	全診療科: EN,ZH,KO,RU,ES,PT,FR,TL,NE,VI,TH (MICかなかわ、外国語通訳補助員利用のため要予約)
35	県央	医療法人徳洲会大和徳洲会病院	大和市中央4-4-12	病院	区分1	2次		救急科: EN/内科: EN/外科: EN/脳神経外科: EN
36	県央	医療法人社団 小林国際クリニック	大和市西鶴間3-5-6-110	診療所	区分2	—		【対応言語全て共通】 外科、消化器科、小児科/EN/KO/TL/TH/VI/ES

NO	医療圏	医療機関名	住所	医療機関種別	拠点区分	救急医療体制	歯科対応可	対応診療科／対応可能言語
37	県央	えびな桂冠内科クリニック	海老名市本郷2666-1	診療所	区分2	—		内科：EN、ES
38	県央	えびな脳神経外科	海老名市下今泉4-2-14 グランツ 海老名1階	診療所	区分2	—		EN
計					38		8	

1. 「救急医療体制」欄は、救命救急センター指定病院を「3次」、地域医療支援病院、救急告示医療機関、病院群輪番制参加病院を「2次」として記載。

2. EN（英語）、ZH（中国語）、KO（韓国語）、RU（ロシア語）、ID（インドネシア語）、MS（マレー語）、ES（スペイン語）、PT（ポルトガル語）、MN（モンゴル語）、FR（フランス語）、DE（ドイツ語）、FA（ペルシャ語）、BO（チベット語）、TL（タガログ語）、NE（ネパール語）、VI（ベトナム語）、TH（タイ語）、PO（ボーランド語）、RO（ルーマニア語）、SI（シンハラ）、HI（ヒンディー語）、IT（イタリア語）、KM（クメール語）、LO（ラオス語）、AR（アラビア語）をあらわす。

医療圏別・区分別・拠点医療機関の選出（登録）状況

医療圏	外国人患者受入拠点医療機関				計	
	区分1		区分2		区分1・2	
	入院受入可		通院受入可		内、歯科対応可	
	内、歯科対応可		内、歯科対応可		内、歯科対応可	
横浜	11	5	13	2	24	7
旧北部	2	0	7	0	9	0
旧西部	5	2	1	0	6	2
旧南部	4	3	5	2	9	5
川崎北部	1	0	2	0	3	0
川崎南部	1	0	1	0	2	0
相模原	1	0	0	0	1	0
横・三	2	0	0	0	2	0
湘南東部	2	1	0	0	2	1
湘南西部	0	0	0	0	0	0
県央	1	0	3	0	4	0
県西	0	0	0	0	0	0
合計	19	6	19	2	38	8